

事業主のみなさまへ

## 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出等を行い 職場の女性活躍推進に向けた会社の方針を明確化しましょう！

～人材確保に向け助成金の利用や「えるぼし認定制度」の申請を検討してみませんか？～

### <女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」とは>

- 常時雇用する労働者数が301人以上の事業主については、女性活躍推進法により、次の①～④が義務付けられています。

- ①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ②状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表
- ③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出
- ④女性の活躍に関する状況の情報の公表

- 300人以下の事業主については努力義務とされていますが、事業主の規模に関わらず、自社の課題に応じて積極的に取り組んでいただき、ぜひ助成金や認定制度の活用をご検討下さい。

### 一般事業主行動計画の策定、届出等の流れ

□一般事業主行動計画は、自社の女性の活躍に関する状況（※）を**把握・課題分析の上**、その結果を踏まえ（a）計画期間、（b）数値目標、（c）取組内容、（d）取組の実施時期を盛り込んで**策定**  
※法で把握が必須とされる基礎項目として、①採用②勤続年数③残業④管理職の4項目があります。

### 例えば、自社の課題が「女性管理職が少なく、課長以上の女性がいない」場合の計画内容（例）

計画期間：平成29年10月1日～平成32年9月30日（3年間）  
数値目標：管理職（課長級以上）の女性を1人以上増加させる。  
取組内容：管理職候補の女性社員を対象とした管理職育成研修の実施  
平成29年10月～研修プログラムの検討、アンケート等の実施  
平成30年9月～アンケート等の結果を踏まえ研修プログラムの決定  
平成31年7月～管理職育成研修、管理職を対象とした研修を実施  
平成32年3月～次年度の管理職育成研修開催について検討

□策定した**行動計画**は、**労働者に周知**し、**外部に公表**（「女性の活躍・両立支援総合サイト」掲載等）

□**自社の女性の活躍に関する状況**について、選択した項目の**情報を公表**（上記サイトへの掲載等）

□行動計画を策定後、「**行動計画策定・変更届**」等により**策定の旨労働局へ届出**

※ 上記を踏まえた上で、次世代法の行動計画と計画期間を合わせ、一体型で策定・届出することも考えられます。

※ 行動計画の策定・届出を行った**努力義務企業**や**えるぼし認定企業**は、「公共調達における加点評価」や「日本政策金融公庫による低利融資」の対象になります。

### <両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）の概要>

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」（上記「一般事業主行動計画とは」の中でいう「取組内容」）を盛り込んだ「一般事業主行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給するものです。

●対象となる目標は、自社において女性がいない、少ない職種の採用・配置拡大や、女性の管理職登用等に向けたものとなります。

●支給額（各コース1企業1回限り）

	中小企業（注1）	中小企業以外
加速化Aコース ※取組目標達成時 ※申請期間は、取組目標達成日の翌日から2か月間です	28.5万円【36万円】	—
加速化Nコース ※数値目標達成時 ※申請期間は、数値目標達成日の翌日から2か月間です	28.5万円【36万円】	—
加速化Nコースのうち 女性管理職比率が基準値以上（注2）に上昇の場合	47.5万円【60万円】	28.5万円【36万円】

（注1）中小企業：このコースでは、産業に関わりなく常用労働者数300人以下の企業をいいます。

（注2）中小企業は15%以上となった場合に支給額を加算します。中小企業以外は産業平均値の1.3倍以上となったことが必要です。

【 】内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。生産性要件について詳しくは、厚生労働省HP『生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます』をご参照ください。

※当該助成金の支給要件等、詳しくは、頁最後掲載の厚生労働省HPでご確認いただけます。

＜えるぼし認定制度（女性活躍推進法に基づく認定）の概要＞

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進の状況等が優良な事業主は、労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができ、認定事業主は「えるぼし」マークを求人票や名刺、自社製品等に使用するなどして「女性活躍推進事業主」であることをアピールできます。認定には3段階あります。

（次世代法に基づく認定とは違い、下記認定基準を満たせば、行動計画の期間の終了を待たず認定申請が可能です。）

◆認定基準として、次のすべてを満たすことが要件となります。

- ・評価項目（①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率⑤多様なキャリアコース）を満たすこと（満たさない項目については、取組を実施し、その状況を厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」（女性の活躍推進企業データベース）に公表、2年以上連続して実績が改善していること）
- ・評価項目の実績を上記サイト上で毎年公表すること
- ・女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出、周知・公表
- ・女性活躍推進法その他関係法令に違反する重大な事実がないこと



女性活躍推進法や両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）に関する詳細は・・・

[厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）](#)でご覧いただけます。

お問い合わせ先： 山形労働局雇用環境・均等室（TEL023（624）8228）